

○東京都北区立コミュニティアーナ条例施行規則

平成二十四年七月一九日規則第五〇号

改正

平成二八年三月二八日規則第三四号
令和 三年一月 一日規則第六九号
令和 三年一月二七日規則第八八号

東京都北区立コミュニティアーナ条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都北区立コミュニティアーナ条例（平成二十四年六月東京都北区条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第二条 条例第四条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記第一号様式）により区長に申請しなければならない。

2 条例第六条第二項及び第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 団体に関する書類

- ア 団体の概要及び運営理念に関する書類
- イ 登記事項証明書（法人に限る。）
- ウ 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの（法人に限る。）
- エ 印鑑証明書（法人に限る。）
- オ 団体の予算及び決算に関する書類で区長が指定するもの
- カ 納税に関する書類で区長が指定するもの
- キ その他区長が必要と認める書類

二 東京都北区立コミュニティアーナ（以下「コミュニティアーナ」という。）の管理運営に関する書類

- ア 職員体制その他コミュニティアーナの管理運営に関し区長が指定する書類
- イ 経営改善計画に関する書類（条例第六条第四項に規定する場合に限る。）
- ウ 資金収支計画に関する書類で区長が指定するもの
- エ 情報管理体制に関する書類で区長が指定するもの
- オ その他区長が必要と認める書類

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者としてコミュニティアーナの管理を引き継ぐために必要な事項その他の区長が必要と認める事項に関する書類

3 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定結果通知書（別記第二号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定）

第三条 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者を指定したときは指定管理者指定通知書（別記第三号様式）により、指定しなかつたときは指定管理者非指定通知書（別記第四号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

第四条 区長は、条例第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消・業務停止通知書（別記第五号様式）により通知するものとする。

（事業報告書）

第五条 指定管理者は、条例第八条第一項の規定に基づき、毎年度終了後六十日以内に、その管理するコミュニティアーナに関し区長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、条例第七条第一項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内に事業報告書を作成し区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第六条 条例第九条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 条例第五条に規定する業務の実施に関する事項
- 二 事業の実績報告等に関する事項
- 三 コミュニティアーナの管理に要する費用に関すること。
- 四 コミュニティアーナの管理に関し取得し、又は保有する個人情報の保護に関すること。
- 五 コミュニティアーナの管理の終了時における引継ぎに関すること。
- 六 コミュニティアーナの管理に関し区長が行う報告の聴取、実地についての調査及び必要な指示に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、コミュニティアーナの管理に関し必要な事項

（選定委員会）

第七条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、区長が別に定めるところにより指定管理者候補者選定委員会を設置する。

（使用申請）

第八条 条例第十一条第一項の規定による使用申請は、東京都北区立コミュニティアリーナ使用申請書（別記第六号様式。以下「使用申請書」という。）を区長（指定管理者に管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次項、次条、第十二条、第十三条及び第十四条第一項において同じ。）に提出することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、コミュニティアリーナの使用申請は、電話により行うことができる。この場合において、当該使用申請を行つた者は、当該使用申請を行つた日の翌日から起算して七日以内に使用申請書を区長に提出しなければならない。
- 3 前項後段の規定による使用申請書の提出がない場合における当該使用申請は、その効力を失う。
- 4 第二項前段の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、同項後段の規定による使用申請書の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他のコミュニティアリーナを使用しようとする他の者による使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。
- 5 第一項及び第二項の規定による使用申請の受付開始日は、使用申請者が区民（条例別表備考に規定する区民をいう。以下この項において同じ。）である場合は使用期日の三箇月前の日、使用申請者が区民以外である場合は使用期日の二箇月前の日とする。ただし、当該三箇月前の日又は二箇月前の日に当たる日がないときは、翌月の初日を受付開始日とする。
- 6 前項の使用申請において、受付開始日が休館日であるときは、その直後の開館日を受付開始日とする。
- 7 使用申請の受付の際に、同時に二以上の使用申請者があるときは、抽選によりこれを受け付ける。
- 8 第五項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、受付開始日前に受付することができる。
（使用承認）

第九条 区長は、前条第一項の使用申請があつた場合において、使用承認をしたときは、東京都北区立コミュニティアリーナ使用承認書（別記第七号様式。以下「使用承認書」という。）を使用申請者に交付する。

- 2 前項の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際に、前項の使用承認書を係員に提示しなければならない。
（使用料の減免）

第十条 条例第十三条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）が使用する場合 免除
 - 二 区以外の官公署又は公益法人等が区と共催で使用する場合 免除
 - 三 公益法人等が公益のために使用する場合 五割減額
 - 四 区が後援又は協賛する事業のために使用する場合 五割減額
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
 - 3 前二項の規定により、使用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、東京都北区立コミュニティアリーナ使用料減免申請書（別記第八号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
（使用料の還付）

第十一条 条例第十四条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- 一 使用者の責任によらない理由で使用できなくなつた場合（区の都合により使用承認を取り消した場合を含む。） 全額
 - 二 使用者が使用期日の七日前までに使用の取消しを届け出た場合 半額
 - 三 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二を経過しない場合（区の都合により使用承認の一部を取り消した場合を含む。） 半額
- 2 前項の規定により、既納の使用料の還付を受けようとする者は、東京都北区立コミュニティアリーナ使用料還付申請書（別記第九号様式）を区長に提出しなければならない。
 - 3 区長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料還付の承認をしたときは、東京都北区立コミュニティアリーナ使用料還付承認書（別記第十号様式）を申請者に交付する。
（使用の取消し等）

第十二条 使用承認を受けた施設の使用の取消しをしようとする者は、直ちにその旨を区長に届け出るとともに、使用承認書を返還しなければならない。

- 2 区長は、条例第十五条の規定により、使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限したときは、東京都北区立コミュニティアリーナ使用承認取消・停止・制限通知書（別記第十一号様式）により、使用者に通知する。
（使用時間の延長及び延長使用料の納入）

第十三条 使用者は、使用時間を延長しようとするときは、東京都北区立コミュニティアリーナ使用時間延長申請書（別記第十二号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けたときは、使用者は、直ちに延長に対する使用料を納入しなければならない。
（休館日）

第十四条 コミュニティアリーナの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。ただし、区長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 2 コミュニティアリーナの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休業日を定めようとするときは、指定管理者は区長の承認を得なければならない。
（コミュニティアリーナを使用する者の義務）

第十五条 コミュニティアリーナを使用する者は、全て係員の指示に従い、使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。
（禁止行為）

第十六条 コミュニティアリーナを使用する者は、次の行為をしてはならない。

- 一 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 許可なく物品の陳列、販売等を行うこと。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為
（委任）

第十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十四年九月一日から施行する。
(準備行為)
- 2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則(平成二八年三月二八日規則第三四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の(中略)東京都北区立コミュニティアリーナ条例施行規則(中略)の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和三年一一月一日規則第六九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。(後略)
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則の各条の規定による改正前の当該規定により改正される各規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和三年一二月二七日規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行する。
